

## 熊本県立劇場建築物環境衛生管理業務仕様書

熊本県立劇場建築物環境衛生管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、公益財団法人熊本県立劇場（以下「甲」という。）が管理する熊本県立劇場（以下「劇場」という。）の建築物環境衛生管理業務（以下「業務」という。）の基準を示すものとする。

受託者（以下「乙」という。）はこの仕様書に基づき劇場の施設設備及び運営に悪影響を与えるこえとのないよう業務を実施し、劇場の衛生的環境の確保を図る。

乙はこの仕様書に記載のない軽微な事項について、上記の目的を達するよう自らの判断で実施するものとする。

乙は業務実施日時等、実施方法を甲と事前に協議のうえ決定するものとする。

この仕様書に記載無き事項については、別に記載する熊本県立劇場環境衛生管理業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）による。

### 1 業務対象建築物

名 称	熊本県立劇場
住 所	熊本市中央区大江2丁目7番1号
建物構造概要	鉄筋コンクリート造 地上3階地下2階
建物規模	延床面積 23,956m <sup>2</sup>
各階平面図	別添図面のとおり

### 2 委託期間 2019年4月1日から2024年3月31日まで

### 3 業務の内容

建築物における衛生的

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和46年法律第20号、以下「法」という。）、法施行令（昭和46年政令第304号、以下「令」という。）、及び法施行規則（昭和46年厚生省令2号、以下「規則」という。）の規定に基づき実施する以下の業務とする。

業務区分	業 務 内 容 等	実施回数
建築物環境衛生管理技術者（ビル管理技術者）の選任届出	法第7条第1項の規定に基づき、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者を、法第6条第1項の規定に基づく劇場の建築物環境衛生管理技術者（ビル管理技術者）として選任届出を行う。 乙は法に基づく下記項目について劇場の環境衛生維持管理に関する業務を全般的に行う。	通年

	<p>(1) 管理業務年間計画の立案</p> <p>(2) 管理業務の指揮監督</p> <p>(3) 建築物環境衛生管理基準に関する測定又は検査の評価</p> <p>(4) 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施</p> <p>(5) 帳簿書類の備え付け</p>	
空気環境測定	特記仕様書の管理基準(表1-1)に基づき、温度、相対湿度、気流、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、浮遊粉じんの量、ホルムアルデヒドの検査を行う。	2ヶ月以内ごとに1度(年6回)
残留塩素測定	残留塩素検査はDPD法(又は、同等以上に性能を持つ測定器)により測定を行う。	7日以内ごとに1回(年52回)
ねずみ害虫防除	<p>ねずみ害虫の生息場所、侵入経路、被害の発生状況について6ヶ月以内ごとに1回、定期的に総合的に調査を実施して点検を行い、その結果に基づきねずみ害虫の発生を防止する適切な処置を講ずること。</p> <p>防除効果の測定は、ねずみ・ゴキブリの場合は作業後3週間以内に、ハエ・蚊の場合は1週間以内に実施する。</p> <p>効果測定で効果が認められない場合は、その原因を確かめ今後の業務の参考にするとともに、必要に応じて再度防除を行う。防除に使用する薬剤は薬事法の承認を受けた医薬品または医薬外品を使用する。薬剤使用時は甲の職員や作業員等の安全には十分注意して、繊維床等を汚さないよう留意するものとする。</p>	原則として6ヶ月以内ごとに1回(年2回初夏、秋)

#### 4 業務を行う日時

- (1) 原則として12月29日から1月3日を除く甲の業務の支障のない日時に施行するものとする。
- (2) 臨時に必要な業務が発生したときは、甲乙が協議して実施するものとする。

#### 5 検査結果が不適となった場合は直ちに甲に報告するとともに、原因を調査して甲に報告するものとする。

#### 6 業務の条件

- (1) 業務に要する機材、器具、消耗品等の経費は乙の負担とする。電力、ガス及び用水費は甲の負担とする。
- (2) 乙は測定または検査終了後速やかに報告書を作成して、甲に提出すること。当該報告書写し及び証拠書類は5年間保存すること。  
なお、報告書には必要に応じて、それらの状況が判る図面や写真を添付すること。
- (3) 従事者には作業中制服及び名札を着用させること。

## 7 安全管理

- (1) 業務場所に関係者以外が立ち入ることがないようにすること。
- (2) 業務の履行に伴う災害等の防止は、関係諸法令に従い適切に処置し防止に努めること。
- (3) 災害、事故等が発生した場合は、人命の安全確保を最優先にし、速やかに適切な処置をとり、二次災害に防止に努める。事後その経緯を直ちに甲に報告すること。

## 8 守秘義務

業務上知りえた甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは契約解除後及び契約期間満了後も同様とする。

## 熊本県立劇場環境衛生管理業務特記仕様書

熊本県立劇場環境衛生管理業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という）は、仕様書を補完するものとする。

- 1 空気環境測定業務の詳細は別表1-1、1-2のとおりとする。
- 2 残留塩素測定業務の取水箇所は、コンサートホール給水栓とする。
- 3 乙は選任したビル管理技術者が、病気その他やむを得ない事情により長期不在になる場合は、その業務の代行を行う者をあらかじめ指名しておくものとする。
- 4 関係法令改正の有無等、定期的に確認（厚生労働省ホームページなど）しておくこと。
- 5 乙は次の書類を備置するものとする。
  - ・環境衛生業務の年間管理計画表
  - ・飲料水等管理関係書（貯水槽、貯湯槽の清掃報告書、残留塩素等検査実施記録）
  - ・中央給湯設備水質検査結果書（中央給湯設備含む）
  - ・排水設備管理関係書（排水設備点検清掃記録）
  - ・清掃管理関係書
  - ・ねずみ害虫防除関係書

6 表1-1 (空気環境測定の管理基準)

	項目	管理基準値	測定器	備考
瞬間値	温度	17°C以上28°C以下 冷房時には外気との差を著しくしない	0.5°C目盛りの温度計	
	相対湿度	40%以上70%以下	0.5°C目盛りの乾湿球湿度計	
	気流	0.5m/秒以下	0.2m/秒以上の気流を測定できる気流計	
平均値	一酸化炭素	10 ppm以下	検知管方式による測定器	
	二酸化炭素	1,000 ppm以下		
	浮遊粉じん量	0.15 mg/m³以下	規則第3条2に規定する粉じん計	
	ホルムアルデヒド	0.1 mg/m³以下	法令により定められたもの	

- (注1) 瞬間値とは、1日2回又は3回の個々の測定値について適否を判断
- (注2) 平均値とは、1日2回又は3回の測定値を平均したもので適否を判断
- (注3) 粉じん計以外の測定器については、表1-1中の測定器か同等以上の性能を持つものを使用
- (注4) 粉じん計は厚生労働大臣の指定する機関の較正を1年以内に受けたものを使用すること

7 表1-2

空気環境測定場所	備 考	空気環境測定場所	備 考
コンサートホール地階	舞台中	中会議室	
コンサートホール1階	客席前	小会議室	
コンサートホール1階	客席中	和室	東
コンサートホール1階	客席奥	第1練習室	西
コンサートホール2階	客席上手	第2練習室	
コンサートホール2階	客席下手	第3練習室	
コンサートホール3階	客席上手	音楽リハーサル室	
コンサートホール3階	客席下手	演劇リハーサル室	
第3控室		館長室	
第4控室		特別会議室	
第5控室		応接室	
第6控室		1階事務所	東
演劇ホール 地階	舞台中	1階事務所	西
演劇ホール 地階	客席中	2階事務室	東
演劇ホール 1階	客席上手	2階事務室	西
演劇ホール 1階	客席下手	舞台係控室	
演劇ホール 2階	客席上手	守衛室	
演劇ホール 2階	客席下手	清掃員控室	
第1楽屋		中央監視室	
第3楽屋		外気2	守衛室前
大会議室		外気2	正面玄関

## 8 ねずみ害虫防除業務

駆除方法については、噴霧法、散布法その他有効と認められる方法をとること。

### ① 対象とする建築物

建築面積	10, 100 m <sup>2</sup>	
延床面積	23, 956 m <sup>2</sup>	
対象面積（見込）	21, 560 m <sup>2</sup>	備考：延床面積×0.9（減歩率）=対象面積
対象体積（見込）	191, 900 m <sup>3</sup>	備考：建築面積×19m（平均H）=対象体積

### ② 施工時期

春季 5月 秋季 11月

### ③ その他

演劇ホールオーケストラピット、舞台奈落、機械室は対象から除外する。